

# 大阪市立古市小学校 「学校いじめ防止対策基本方針」

令和7年4月8日

## 1. いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。  
(いじめ防止対策推進法 第2条)

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自分の考えを表現し、互いのよさを認め合う子ども」の育成のために「古市小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組について
- ②未然防止・早期発見のための取組について
- ③家庭・地域との連携について

## 3. いじめの未然防止についての取組

### ＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について

- ①学習規律の確立や配慮を要する児童への対応
  - ・児童の規範意識を高めるために、挨拶指導や時間を守る指導の強化・充実を図る。
- ②「わかる授業」づくりと指導力の向上について
  - ・全員での研究授業や同学年の授業参観を通して、各教員の指導力の向上を図る。

### (2) 自己有用感を高めるために

- ①一人一人が活躍することができる活動の充実について
  - ・自然体験等、体験的な学習を多く設定する。
- ②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりについて
  - ・縦割り班での活動等、児童会活動の充実を図る。
- ③児童を認め、誉める指導を充実させるための取組について
  - ・生活指導連絡会等の充実を図り、個々の児童の情報交換を活発に行う。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

#### ①道徳教育や学級活動の充実を図る

- ・学年や学級の課題を明確にし、実態に応じて人権教育の学習を充実させるとともに、保護者への理解を図るために積極的に授業公開する。

#### ②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感させる

- ・生態園での活動や草花や生き物の栽培や飼育を通して、豊かな情操を培えるようにする。

#### ③情報モラルの意識をもたせる

- ・外部講師を招き、正しい情報への接し方について学ぶ。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

#### ①児童観察の充実と情報の共有化

- ・生活指導連に関する絡会等の充実を図り、個々の児童についての情報交換を活発に行う。

#### ②変化の記録

- ・支援を要する児童を中心に実態や変化を記録し、共通理解を図る。

#### ③アンケート調査の活用

- ・第1月曜日の「いじめ（いのち）について考える日」にアンケート調査を実施し、児童の実態把握に努め、早期発見、未然防止につなげる。

#### ④いじめ相談窓口の周知

- ・配布物等を通して、いじめ相談窓口の利用の仕方などについて児童や保護者に周知を図る。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### ①いじめ事案を教育委員会（管理職等）へ報告する体制について

学年で詳しい状況を把握、記録し、速やかに生活指導部長に連絡、管理職に報告する。管理職は教育委員会へ報告し、問題解決に向けての指導助言等の必要な支援を受ける。

#### ②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて

「いじめ対策チーム」を設置し、全教職員で情報を共有し、役割を明確にして問題の早期解決にあたる。

### ③被害児童の保護、加害児童への指導について

担任を中心に双方の児童から十分に事実確認を行う（場合により複数教員での対応）。被害児童に対しては共感的な言葉かけにより自尊感情を高め、心の安定を図るとともに、加害児童に対しては毅然とした姿勢で指導し、いじめはどんな理由があっても許されない行為であることを認識させる。なお加害児童に対しても心理的に孤立感や疎外感を与えないように十分な配慮をすること。

### ④警察などの関係機関との連携について

重大な事案が発生した場合、教育委員会の指示のもと、管理職は警察（旭警察署）等関係諸機関に連絡し、連携して問題解決にあたる。

### ⑤家庭・地域との連携について

いじめ発見後、速やかに双方の保護者に連絡し、家庭訪問等で保護者と面談し、正確な事実関係を伝えるとともに、学校の方針を伝え、今後の方針を協議する。被害児童の保護者に対しては気持ちを共感的に受け止め、継続して連携をとりながら問題解決に向けて取り組むことを伝える。また家庭での児童の様子にも注意するように伝える。加害児童の保護者に対しては、被害児童や保護者の気持ちを伝え、事の重大さを認識させるとともに、児童の変容のために家庭での指導を依頼する。

問題解決に保護者・地域等の協力が必要な場合、PTA・学校評議員会等、各組織に連絡し、必要な協力を依頼する。

### ⑥ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について

ネット上でのいじめが発生した場合、必要に応じて速やかに『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用を図る。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ○いじめ対策チーム

＜構成＞ 管理職・教務主任・生活指導部長・当該学年担任・養護教諭

＜活動内容＞ いじめの疑いに係る情報があった場合に、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者と連携する。

＜開催時期＞ 随時

#### ○スクリーニング会議Ⅰ

＜構成＞ 全教職員

＜活動内容＞ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を図る。

＜開催時期＞ 毎月1回

### 【調査】

①児童対象いじめアンケート調査 年8回（5, 6, 7, 10, 11, 12, 2, 3月）

※6月、11月、2月は簡易版ではなく、委員会から来てるスクールライフノートのアンケートを活用

※1年生以外はスクールライフノートのアンケートを活用。1年生は2,3学期をめぐりに徐々にスクールライフノートのアンケートを活用していく。それまでは紙で記入。

②教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（随時）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学校だよりなどにより情報発信を行い、啓発に努める。

②学校協議会への提案や協力体制の整備に努める。

③校内委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請について検討する。

(3) 取組内容の検証

学校アンケートの実施により、「運営に関する計画」と関連して、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法についての検証を行う。

## 7. 重大事案への対処

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

③ 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）

④ 調査組織の設置や事実関係の明確化

⑤ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供

⑥ 教育委員会への報告

※ いじめ発見の際の流れ

